

深川市農業委員会総会議事録  
( 第 8 回 )

令和元年11月25日

開会 10時30分

閉会 11時10分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一		○
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

## 第8回深川市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年11月25日(月) 10時30分
- 2 開催場所 市役所大会議室
- 3 出席委員 藤原 政行委員 外25名
- 4 説明員  
(1) 農業委員会事務局  
矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事  
(2) 空知農業普及センター北空知支所  
五十嵐支所長
- 5 書記 田所主事

矢櫃局長	開会宣言(10時30分) おはようございます。只今から、令和元年度第8回深川市農業委員会総会を開催致します。本日、小倉委員から欠席の届出がありましたのでご報告致します。それでは、会長よりご挨拶を頂きまして総会を始めさせていただきます。
菊入会長	改めまして皆さんおはようございます。収穫・片付け作業も大分進みまして、これから年末になりますので、その準備を進めていこうと考えているところでございます。本日は空知農業普及センター五十嵐北空知支所長より令和元年度の作柄状況について報告を頂きますので、宜しくお願ひしたいと思います。さて、今月5日から8日まで10人で瀬戸内海方面に業務視察を行って来ました。北海道とは違う状況を見ることができ、大変参考になりました。報告につきましても、既に配布しております報告書を確認していただければと思います。また、深川市では本年は大きな被害はございませんでしたが、本州では台風で大きな被害がございました。その災害の義援金について全国農業会議、北海道農業会議よりお願ひがありますので、宜しくお願ひ致します。それでは総会に入ります。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名します。 5番 五十川委員、6番 荒井委員を指名します。
菊入会長	日程第2、諸般報告の(1)の農業行政報告に入ります。 本日は、本年における深川市内農作物の生育状況について空知農業改良普及センター北空知支所長五十嵐正彦様より報告を頂きます。
五十嵐支所長	(資料等に基づき説明)
菊入会長	ありがとうございました。五十嵐支所長様におかれましては、次の公務が控えておりますので退席されます。 (五十嵐支所長退席)
菊入会長 矢櫃局長	次に、日程第2、諸般報告の(2)農業委員会業務報告を、局長より報告します。 10月25日の総会以降、本日の総会前までの主な業務についてご報告申し上げます。同日、北海道農業会議第7回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が委員として出席しております。30日、農民特別委員会を議会第1委員会室にて開催しました。11月に入りまして1日、この場で深川市農業センター新米試食会が開催され会長が出席しております。同日、午後から空知農業委員会連合会三役会議が、デ・アイ研修室にて開催され、会長が当連合会の会長として出席し、私と主幹も当連合会の事務局として同席しております。3日、深川市功労者表彰式がラ・カンパーニュホテル深川で執り行われ、会長と私が出席しました。5日から8日までの日程で、令和元年度業務調査が会長を団長とし、ほか8名の委員と事務局から私の10名で、愛媛県・岡山県・徳島県・

	<p>兵庫県におきまして、視察等研修をしたところでございます。12日、農地特別委員会をこの場で開催しております。15日、現農業委員会委員の任期が来年7月19日に満了をむかえることにより、それ以後の委員を市長が任命するため、この場において、市経済・地域振興部農政課が主催する深川市農業委員会委員募集に係る説明会を、市内の関係する農業等団体にご参集頂き開催され、私と主幹が農業委員会委員の業務内容等説明のため同席しております。21日、北海道農業会議第8回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が委員として出席しております。25日、本日の総会前に農地特別委員会及び農民特別委員会を開催したところでございます。以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして、業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>日程第3、委員会報告に入ります。</p>
池田委員長	<p>まず(1)農地特別委員会開催結果報告を池田委員長より報告願います。</p>
菊入会長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということですので、農地特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に(2)農民特別委員会開催結果報告を伊藤委員長より報告願います。</p>
伊藤委員長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>ここで、暫時休憩し、農業委員協議会に入らせて頂きます。</p>
菊入会長	<p>(協議会 10時50分から11時00分まで)</p>
菊入会長	<p>総会を再開します。今ほど、伊藤委員長からの報告ですが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということですので、農民特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第4、報告に入ります。</p>
菊入会長	<p>初めに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。</p>
畑山主査	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告致します。今月は5件で、1番が賃貸に係るあっせん申し出、番号2番から5番が売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、1番から5番すべて令和元年11月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第1号を承認します。</p>
菊入会長	<p>続いて、報告第2号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
田所主事	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、交付をいたしましたので報告致します。今月は4件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、平成8年9月25日付で農地法第5条の転用許可を受けており、農業委員会内規2-(1)-アの法4条・法5条の許可があり、転用目的等が完了している場合に基づき、会長専決により、宅地として交付しております。2番から4番は、農業委員会内規2-(1)-クの公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合、及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合に基づき、会長専決により田として交付しております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p>

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。 それでは、ここで議長を一旦岡田会長職務代理者と交代します。</p>
岡田会長職務代理者	<p>宜しくお願ひ致します。次に、日程第5、議案に入ります。 初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願ひます。</p>
畑山主査	<p>記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願ひ致します。今月は6件で、番号1番から3番は貸主が規模を拡大するための解約、4番、6番は貸主が売買するための解約、5番は借主の経営縮小のための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については1番から6番すべて令和元年11月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
岡田会長職務代理者	<p>説明が終わりましたが、ここで、本議案中番号2番で菊入会長の議事参与を制限します。質疑はございませんか。</p>
岡田会長職務代理者	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
岡田会長職務代理者	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
	<p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願ひます。</p>
河崎主任	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願ひ致します。今月は1件で、申請地及び申請人氏名・申請理由・借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、貸人が新規就農者である借人に使用貸借するものです。借人である新規就農者については、農地特別委員会結果報告の通りでございます。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。</p>
岡田会長職務代理者	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p>
岡田会長職務代理者	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
岡田会長職務代理者	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
	<p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願ひます。</p>
畑山主査	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請するため、ご審議をお願ひ致します。今月は13件で、1番が賃貸の案件、2番から13番までが売買の案件です。番号1番は合意解約等により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号2番、4番、7番は貸付地をそのまま受け手に売買するもので、資金対応は2番はL資金、4番、7番は自己資金です。番号3番、5番は合意解約等により返還された農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号6番は出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号8番は、貸付地とあわせて残地も処分するもので、資金対応は自己資金です。番号9番は、農地売買等支援事業の早期売渡で、受け手は借入地取得</p>

<p>岡田会長職務代理者</p>	<p>により経営安定を図るもので、資金対応はL資金です。番号10番、11番、12番、13番は農地売買等支援事業の買い入れです。出し手理由といたしましては、10番、11番は出し手が労働力不足により経営縮小するため、12番は出し手が老齢により経営移譲するため、13番は合意解約により返還された農地とあわせて残地を処分するため、これらはいずれも先月の総会において買入協議の要請をしたものです。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号、5番で菊入会長の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>岡田会長職務代理者</p>	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
<p>岡田会長職務代理者</p>	<p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。議案第3号が終了しましたので議長を菊入会長と交代します。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
<p>河崎主任</p>	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願い致します。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、農業後継者である借り人が、経営地に隣接する申請地に農家住宅を建設するものです。申請地は運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のaにより、1種農地に該当しますが、近辺に代替地も無いため農地を使用するもので、貸し人がこれに賛同したもので、農地法施行規則第38条及び第39条第1号に該当し、転用止むを得ないとするものです。説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 11時10分)</p>